

七尾市告示第5号

七尾市一般廃棄物処理業許可事務等取扱要綱を次のように定める。

令和5年1月16日

七尾市長 茶谷義隆

七尾市一般廃棄物処理業許可事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成18年七尾市条例第36号）及び七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則（平成18年七尾市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般廃棄物処理業に係る許可事務等について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第2条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、規則第16条第1項第1号に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者が個人の場合

ア 収集運搬業事業計画書（様式第1号）

イ 申請者等に関する書類

(ア) 申請者及び政令で定める使用人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの）（3月以内に取得した原本）

(イ) 申請者及び政令で定める使用人が法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類（成年被後見人及び被保佐人に該

当しない旨の登記事項証明書及び欠格条項に該当しない者である旨の誓約書（様式第3号）をいう。）

ウ 経理的基礎に関する書類

(ア) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法(新規許可申請の場合に限る。)(様式第4号)

(イ) 資産に関する調書(様式第5号)

(ウ) 直前3年の所得税(納付すべき額及び納付済み額の記載のあるもの)及び直前1年の当市が課税する市税に関する納税証明書(3月以内に取得した原本)

エ 営業等に関する書類

(ア) 組織図(廃棄物処理の部署が記載されたもの)

(イ) 従業員名簿(様式第6号)

(ウ) 契約事業所一覧表(様式第7号)

オ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類

(ア) 事業所及び事業場付近の見取図

(イ) 使用車両一覧表(様式第8号)

(ウ) 車両(前面及び側面又は斜め前方及び斜め後方から撮影し、車体に表示すべき申請者の氏名又は名称及び「七尾市許可」の文字に加え、許可番号下二桁の数字が確認できるもの。ただし、新規許可申請の場合には許可後速やかに表示すること。)及び収集運搬容器写真(3月以内に撮影したカラーのもの)(様式第9号)

(エ) 保管・積替え施設の図面、面積等計算書及びカラー写真

カ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類

(ア) 自動車の自動車検査証の写し

(イ) 重機の売買契約書又は自主検査記録表

(ウ) 車両保管場所、保管・積替え施設の設置場所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)(3月以内に取得した原本)

(エ) 事業の用に供する施設を借用している場合には、賃貸借契約書等使用権原を証する書類の写し

(2) 申請者が法人の場合

ア 収集運搬業事業計画書（様式第1号）

イ 申請者等に関する書類

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明）

(イ) 定款又は寄附行為（原本証明したもの）

(ウ) 役員及び政令で定める使用人の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの）（3月以内に取得した原本）

(エ) 役員及び政令で定める使用人が法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び欠格条項に該当しない者である旨の誓約書（様式第3号）をいう。）

ウ 経理的基礎に関する書類

(ア) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法（新規許可申請の場合に限る）（様式第4号）

(イ) 決算報告書（直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書）、株主資本等変動計算書、個別注記表）

(ウ) 直前3年の法人税（納付すべき額及び納付済み額の記載のあるもの）及び直前1年の石川県が課税する法人県民税及び当市が課税する市税に関する納税証明書（3月以内に取得した原本）

エ 営業等に関する書類

(ア) 組織図（廃棄物処理の部署が記載されたもの）

(イ) 従業員名簿（様式第6号）

(ウ) 契約事業所一覧表（様式第7号）

オ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類

(ア) 事業所及び事業場付近の見取図

(イ) 使用車両一覧表（様式第8号）

(ウ) 車両（前面及び側面又は斜め前方及び斜め後方から撮影し、車体に表示すべき申請者の氏名又は名称及び「七尾市許可」の文字に加え、許可番号下2桁の数字が確認できるもの。ただし、新規許可申請の場合には許可

後速やかに表示すること。)及び収集運搬容器写真(3月以内に撮影したカラーのもの)(様式第9号)

(エ) 保管・積替え施設の図面、面積等計算書及びカラー写真

カ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類

(ア) 自動車の自動車検査証の写し

(イ) 重機の売買契約書又は自主検査記録表

(ウ) 車両保管場所、保管・積替え施設の設置場所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)(3月以内に取得した原本)

(エ) 事業の用に供する施設を借用している場合には、賃貸借契約書等使用権原を証する書類の写し

(3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。)の住民票の写し又は登記事項証明書(3月以内に取得した原本)及び法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第3条 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、規則第16条第1項第2号に規定する一般廃棄物処分業許可申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要な書類は、以下によるものとする。

(1) 申請者が個人の場合

ア 処分業事業計画書(様式第2号)

イ 申請者等に関する書類

(ア) 申請者及び政令で定める使用人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるもの)(3月以内に取得した原本)

(イ) 申請者及び政令で定める使用人が法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び欠格条項に該当しない者である旨の誓約書(様式第3号)をいう。)

ウ 経理的基礎に関する書類

- (ア) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法(新規許可申請の場合に限る。)(様式第4号)
- (イ) 資産に関する調書(様式第5号)
- (ウ) 直前3年の所得税(納付すべき額及び納付済み額の記載のあるもの)及び直前1年の当市が課税する市税に関する納税証明書(3月以内に取得した原本)

エ 営業等に関する書類

- (ア) 組織図(廃棄物処理の部署が記載されたもの)
- (イ) 従業員名簿(様式第6号)

オ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類

- (ア) 事業所及び事業場付近の見取図
- (イ) 使用車両一覧表(様式第8号)
- (ウ) 場内配置図
- (エ) 中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、処理フロー図、カラー写真(ただし、県知事の設置許可を受けた施設である場合は不要)

カ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類

- (ア) 中間処理施設の設置場所及び廃棄物の保管場所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)(3月以内に取得した原本)
- (イ) 中間処理施設の売買契約書の写し
- (ウ) 事業の用に供する施設を借用している場合には、賃貸借契約書等使用権原を証する書類の写し

(2) 申請者が法人の場合

ア 処分業事業計画書(様式第2号)

イ 申請者等に関する書類

- (ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明)
- (イ) 定款又は寄附行為(原本証明したもの)
- (ウ) 役員及び政令で定める使用人の住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるもの)(3月以内に取得した原本)

- (エ) 役員及び政令で定める使用人が法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び欠格条項に該当しない者である旨の誓約書（様式第3号）をいう。）

ウ 経理的基礎に関する書類

- (ア) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法（新規許可申請の場合に限る。）（様式第4号）
- (イ) 決算報告書（直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、売上原価が損益計算書の中で一式計上されている場合には、その内訳書）、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- (ウ) 直前3年の法人税（納付すべき額及び納付済み額の記載のあるもの）及び直前1年の石川県が課税する法人県民税及び当市が課税する市税に関する納税証明書（3月以内に取得した原本）

エ 営業等に関する書類

- (ア) 組織図（廃棄物処理の部署が記載されたもの）
- (イ) 従業員名簿（様式第6号）

オ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類

- (ア) 事業所及び事業場付近の見取図
- (イ) 使用車両一覧表（様式第8号）
- (ウ) 場内配置図
- (エ) 中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、処理フロー図、カラー写真（ただし、県知事の設置許可を受けた施設である場合は不要）

カ 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類

- (ア) 中間処理施設の設置場所及び廃棄物の保管場所の登記事項証明書、公図（又は地積測量図）（3月以内に取得した原本）
 - (イ) 中間処理施設の売買契約書の写し
 - (ウ) 事業の用に供する施設を借用している場合には、賃貸借契約書等使用権原を証する書類の写し
- (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の場合においては、その役員を含む。）の住民票の写し又は

登記事項証明書（3月以内に取得した原本）及び法第7条第5項第4号に規定する欠格条項に該当しないことを確認する書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

(事業範囲の変更許可の申請)

第4条 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、規則第16条第2項第1号の一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書又は規則第16条第2項第2号の一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要な書類は、事業範囲の変更を確認するために必要と判断されるものであって第2条第2項又は第3条第2項に準ずるものとする。

(変更届)

第5条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、規則第19条の一般廃棄物処理業廃止・変更届出書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する必要な書類は、廃止又は変更を確認するために必要と判断されるものであって第2条第2項又は第3条第2項に準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。